

別記第2号様式（第6条・第8条・第14条関係）

その1（建築物用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況	※備考	
1 廊下等	ア 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否		
	イ 段を設ける場合は、2の階段の構造（2の項のアを除く。）		合・否		
	ウ 階段又は傾斜路の上端及び下端に近接する廊下等の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否		
	エ 壁面には、突出物がない（やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置）	(講じた措置)	合・否		
	オ 利用する者の休憩の用に供するための設備の設置	(講じた措置)	合・否		
	カ 必要に応じ、両側に手すりの設置 ・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否		
2 階段	ア 内法幅150cm以上（手すりの幅は10cmまで不算入）	(内法寸法) cm	合・否		
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否		
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否		
	エ け込み寸法2cm以下	(寸法) cm	合・否		
	オ 両側に手すりの設置 ・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否		
	カ 回り段を設けない		合・否		
	キ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否		
	ク 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否		
	ケ 階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）		合・否		
	コ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否		
	3 傾斜路	ア 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否	
		イ 両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。） ・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否		
エ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい		(講じた措置)	合・否		
オ 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）			合・否		
カ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ		(寸法) cm	合・否		
4 便所	(1) 便所（車いす使用者用便房等）	ア 階ごとに車いす使用者用便房の設置		合・否	
		イ 車いす使用者用便房の数 ・ 便房の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 便房の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	階（総数） （うち設置数）	合・否	
			階（総数） （うち設置数）	合・否	
			階（総数） （うち設置数）	合・否	
		ウ 車いす使用者用便房の洗浄装置は、操作が容易なもの	(講じた措置)	合・否	
		エ 車いす使用者用便房には、非常用呼出装置の設置		合・否	
		オ 車いす使用者用便房及び便所の出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
		カ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
		キ 車いす使用者用便房のない便所は、車いす使用者用便房のある便所に近接して設置（近接していない場合は、腰掛便座及び手すり付便房の設置）		合・否	
		ク 車いす使用者用便房のある旨の表示		合・否	
		ケ 出入口付近には必要に応じ、点字による案内板等の設置	(講じた措置)	合・否	
		コ 段がない	(最大段差) cm	合・否	
	サ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否		
	シ 必要に応じ、人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者が、パウチやしびんの洗浄ができる水洗器具等の設置	(講じた措置)	合・否		
	(2) 男子用小便器	手すりを備えた床置き小便器等の設置（各階1以上）	階（設置数） 階（設置数） 階（設置数）	合・否 合・否 合・否	
	5 敷地内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
イ 段を設ける場合は、2の階段の構造（2の項のケを除く。）			合・否		
ウ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置			合・否		
エ 案内標示板は、積雪等に配慮した高さに設置		(高さ) cm	合・否		

(1) 傾斜路及びその踊り場	ア	同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅)	cm	合・否		
	イ	両側に手すりの設置（高さ16cm以下又は勾配1/20以下の場合を除く。）			合・否		
		・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない			合・否		
		・ 冬期の利用に配慮した材質	(材質)		合・否		
	ウ	粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)		合・否		
	エ	踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい	(講じた措置)		合・否		
	オ	縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法)	cm	合・否		
6 駐車場	ア	車いす使用者用駐車施設の数 ・ 駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	(全駐車台数) (うち設置数)		合・否		
	イ	7の経路ができるだけ短くなる位置に設置し、積雪又は通路の凍結に配慮	(講じた措置)		合・否		
	ウ	幅員350cm以上	(幅員)	cm	合・否		
	エ	車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮した方法により表示	(表示方法)		合・否		
	オ	必要に応じ、出入口までの経路を誘導標示			合・否		
7 利用円滑化された経路（利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設までの経路）		階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機を併設する場合を除く。）			合・否		
(1) 出入口	① 直接地上に通ずる1以上の建物出入口	ア	内法幅120cm以上	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	戸を設ける場合でガラスを使用するとき				
			・ 安全な材質 ・ 全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(ガラスの仕様) (講じた措置)		合・否 合・否	
	② 利用居室の1以上の出入口	ア	内法幅90cm以上	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	戸を設ける場合でガラスを使用するとき				
			・ 安全な材質 ・ 全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(ガラスの仕様) (講じた措置)		合・否 合・否	
	③ 車いす使用者駐車施設のある駐車場の1以上の出入口	ア	内法幅90cm以上	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がなく、開閉時に廊下等に突出しない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	戸を設ける場合でガラスを使用するとき				
			・ 安全な材質 ・ 全面をガラスとするときは、視覚障害者等の衝突防止措置	(ガラスの仕様) (講じた措置)		合・否 合・否	
(2) 廊下等	① (1)の①の建物出入口から利用居室までの廊下等	ア	内法幅180cm以上（2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50cm以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	(講じた措置)		合・否	
	② 利用居室から車いす使用者用便房までの廊下等	ア	内法幅180cm以上（2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50cm以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	(講じた措置)		合・否	
	③ 利用居室から車いす使用者用駐車施設までの廊下等	ア	内法幅180cm以上（2人の車いす使用者がすれ違うことのできる部分を末端及び50cm以内ごとに設置する場合は、140cm以上）	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)		合・否	
		ウ	廊下等に向かって開く戸を設ける場合は、通行の安全に支障のない措置	(講じた措置)		合・否	
	(3) 傾斜路	ア	内法幅150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(内法寸法)	cm	合・否	
		イ	勾配1/12以下	(勾配)		合・否	
		ウ	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ)	cm (踏幅)	合・否	
(4) エレベーター及び乗降ロープ	ア	利用居室、車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び直接地上へ通ずる出入口のある階に停止	(設置数)		合・否		
	イ	かご及び昇降路の出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法)	cm	合・否		
	ウ	かごの奥行き（内法）135cm以上	(内法寸法)	cm	合・否		
	エ	乗降ロープは高低差がなく、幅及び奥行きの内法180cm以上	(幅)	cm (奥行き)	合・否		

	オ	かご内及び乗降ロビーに車いす使用者用の制御装置の設置		合・否	
	カ	かご内に停止予定階及び現在位置の表示装置の設置		合・否	
	キ	乗降ロビーに到着するかごの昇降方向の表示装置の設置		合・否	
	ク	かごの床面積2.09㎡以上	(床面積) ㎡	合・否	
	ケ	かごは車いすの転回に支障のない形状		合・否	
	コ	かごの手すりの設置		合・否	
	サ	かご内に鏡の設置		合・否	
① 主として自動車の駐車のために供する施設以外の施設に設けるエレベーター	ア	かご内に到着階及び戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置		合・否	
	イ	かご内及び乗降ロビーの制御装置（車いす使用者用の制御装置を除く。）は、視覚障害者の円滑な操作が可能なもの		合・否	
	ウ	乗降ロビーにイの制御装置の位置を知らせる注意喚起用床材の敷設		合・否	
	エ	乗降ロビー等にかごの昇降方向を知らせる音声装置の設置		合・否	
(5) 車いす使用者が利用可能な昇降機（(4)のエレベーターを除く。）		昇降機の乗降部には、高低差がない		合・否	
(6) 敷地内の通路	ア	幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	イ	戸を設ける場合は、自動開閉その他の車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
	ウ	直接地上に接する部分に、屋根若しくははひさし又は消融雪装置の設置	(講じた措置)	合・否	
① 傾斜路	ア	幅員150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(幅員)	合・否	
	イ	勾配1/15以下（消融雪装置を設けていない場合は、1/20以下）	(勾配) (消融雪装置) 有・無	合・否	
	ウ	高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置（勾配1/20以下の場合を除く。）	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
8 案内設備までの経路	ア	点字ブロック等及び誘導用音声装置の設置等（進行方向を変更する必要がない風除室を除く。）	(講じた措置)	合・否	
	イ	車路に接する部分、車路を横断する部分並びに傾斜がある部分又は段の上端及び下端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がない部分を除く。）に注意喚起用床材の敷設		合・否	
9 浴室等	ア	次に定める構造の浴室等の設置	(設置数)	合・否	
	イ	出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	ウ	出入口に戸を設ける場合は、自動開閉その他の障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否	
	エ	出入口に障害者、高齢者等の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	オ	出入口に戸を設ける場合でガラスを使用するときは、安全な材質	(ガラスの仕様)	合・否	
	カ	手すり等の設置		合・否	
	キ	車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間の確保		合・否	
	ク	粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	ケ	障害者、高齢者等が円滑に利用できるシャワー及び水栓器具の設置		合・否	
	コ	障害者、高齢者等が円滑に利用できる高さの浴槽の設置	(高さ) cm	合・否	
	サ	必要に応じ、非常用呼出装置の設置		合・否	
	シ	利用円滑化された経路から浴室等までの経路の1以上は、利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
	10 客室	ア	(1)の客室は、避難しやすい場所に設置		合・否
イ		聴覚障害者に配慮した非常警報装置等の設置		合・否	
ウ		利用円滑化された経路から(1)の客室までの経路の1以上は、利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
(1) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる客室		ア	イからキまでに定める構造の客室の設置 ・ 客室の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 客室の総数が200超の場合 1/100+2以上	(客室の総数) (うち設置数)	合・否
		イ	出入口の内法幅80cm以上	(内法寸法) cm	合・否
		ウ	出入口は、障害者、高齢者等が円滑に開閉し通過可能な構造とし、前後に高低差がない	(開閉方式)	合・否
		エ	車いす使用者が、円滑に利用できる床面積を確保し、手すりを適切に設置		合・否
	オ	スイッチ類は、車いす使用者が円滑に利用できる構造		合・否	
	カ	障害者、高齢者等が、円滑に利用できる便所及び浴室の設置	(講じた措置)	合・否	
11 エスカレーター	ア	乗降口に、移動手すりに連続した固定手すりを設置し、当該固定手すりには、現在位置及び運行方向を点字表示		合・否	
	イ	乗降口に、注意喚起用床材の敷設		合・否	
	ウ	踏み段及びびくし板は、粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ	踏み段及びびくし板は、段を識別しやすい		合・否	
12 洗面所（便所併設を含む。）	ア	次に定める構造の洗面所の設置	(設置数)	合・否	

	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ウ 車いす使用者が、円滑に利用できる高さの洗面器及び鏡の設置	(設置数)	合・否
	エ 洗面器には、必要に応じ手すりを設置し、障害者、高齢者等が、円滑に操作できる水栓器具の設置	(講じた措置)	合・否
13 共同住宅等の住戸等	ア 出入口には、段を設けない(構造上やむを得ない場合を除く。)		合・否
	イ 玄関土間と上がりかまちの段差は、できるだけ小さい		合・否
	ウ 玄関の床の表面は、ぬれても滑りにくい材料	(仕上げ材)	合・否
	エ 便所の便座は、腰掛便座		合・否
	オ 浴室の段差は、できる限り小さい		合・否
	カ 手すり下地等の措置	(講じた措置)	合・否
(1) 主として障害者、高齢者等の利用に供する場合の共同住宅等の住戸等	ア 玄関、便所、浴室等に手すりの設置		合・否
	イ 浴槽の縁の高さは、障害者、高齢者等の安全に配慮	(高さ) cm	合・否
	ウ 居間、便所、浴室等に、必要に応じ非常用呼出装置の設置		合・否
14 観覧席等	ア 車いす使用者用席の設置 ・ 席の総数が500以下の場合 2以上 ・ 席の総数が500超の場合 1/200以上	(席の総数) (うち設置数)	合・否
	イ 補聴装置の設置		合・否
(1) 車いす使用者用席に至る通路	ア 車いす使用者の通行の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	イ 高低差がある場合は、(2)の傾斜路及びその踊り場の設置		合・否
(2) 傾斜路及びその踊り場	ア 内法幅150cm以上(段併設の場合は、120cm以上)	(内法寸法) cm	合・否
	イ 勾配1/12以下	(勾配)	合・否
	ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置	(高さ) cm (踏幅) cm	合・否
	エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置	(踏幅) cm	合・否
	オ 両側に手すりの設置(高さ16cm以下の傾斜部分を除く。)		合・否
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否
(3) 車いす使用者用席	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	ア 床は、水平		合・否
	イ 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ウ 奥行き 140cm以上	(奥行き) cm	合・否
15 公衆電話所	ア 出入口の内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	イ 出入口に戸を設ける場合は、車いす使用者が円滑に開閉し通過可能な構造	(開閉方式)	合・否
	ウ 出入口に車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の電話台の設置	(設置数)	合・否
	オ 難聴者及び視覚障害者の円滑な利用が可能な電話機の設置	(設置数)	合・否
	カ 必要に応じ、公衆ファクシミリの設置	(設置数)	合・否
16 カウンター等	車いす使用者が、円滑に利用できる構造のカウンター等の設置	(設置数)	合・否
17 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否
	ウ 可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否
	エ 建物全体の案内標示に非常口を明示		合・否
	オ 病院、郵便局等においては、視覚障害者又は聴覚障害者等が円滑に利用できる措置	(講じた措置)	合・否
18 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否
	イ 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
	オ 必要に応じ、点字ブロックを敷設		合・否
19 券売機	ア 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否
	イ 視覚障害者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否
	ウ イの場合は、点字ブロックの敷設		合・否
20 授乳及びおむつ替えの場所	必要に応じ、授乳及びおむつ替えのできる場所の設置(ベビーベッド付設)及びその旨を表示	(設置数)	合・否
21 点字ブロック	ア 日本工業規格に定める形状		合・否
	イ 原則黄色とし、色彩や形状の統一に配慮して敷設(周囲と識別しにくい場合は、黄色以外)		合・否
	ウ 十分な強度を有し、ぬれても滑りにくい材料	(仕上げ材)	合・否
	エ 安全で曲がりの少ない道筋に連続的に敷設		合・否
	オ 壁面又は床からの突出物から適切な距離に敷設		合・否
22 非常時の設備	ア 視覚障害者又は聴覚障害者の避難に必要な場所に音、光又は文字表示による誘導灯、自動火災報知器等の設置		合・否

	イ 非常口の戸は、外開き等避難しやすい構造	(開閉方式)	合・否	
	ウ 必要に応じ、一斉放送の設備の設置		合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

- 備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。
- 2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。
- 3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。
- 4 ※印欄は、記入しないでください。
- 5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その2 (公共交通機関の施設用)

公共的施設整備基準整備計画 (変更) 表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況	※備考
1 改札口	ア 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
2 乗降場	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 縁端に、ホームドア、さく、注意喚起用床材等の敷設		合・否	
	ウ 両端に、注意喚起用床材の設置		合・否	
	エ 両端に、転落防止のさくの設置		合・否	
3 通路	ア 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 段を設ける場合は、(1)の階段の構造		合・否	
	ウ 壁面には、突出物がない (やむを得ない場合は、視覚障害者の通行上支障とならない措置)	(講じた措置)	合・否	
	エ 点字ブロック又は音声誘導装置等の敷設		合・否	
	オ 傾斜路の場合は、(2)の傾斜路の構造		合・否	
(1) 階段	ア けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否	
	イ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否	
	ウ け込み寸法2cm以下	(寸法) cm	合・否	
	エ 両側に手すりの設置		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	オ 回り段を設けない		合・否	
	カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	キ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
	ク 階段の上端及び下端に近接する踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設 (視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。)		合・否	
	ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
(2) 傾斜路	ア 両側に手すりの設置 (高さ16cm以下の傾斜部分を除く。)		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	イ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
(3) 道等から車両等の乗降口までの経路	利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
(4) (3)の経路から車いす使用者用便房までの経路	利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
(5) (3)の経路から車いす使用用駐車施設までの経路	利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
(6) (3)の経路から乗車券等販売所、待合所又は案内所までの経路	利用円滑化された経路と同等の構造		合・否	
4 案内設備	ア 運行情報に関する文字表示及び音声設備の設置 (技術上の理由によりやむを得ない場合を除く。)	(講じた措置)	合・否	
	イ 昇降機、便所又は乗車券等販売所付近に標識の設置	(設置数)	合・否	
(1) 道等に直接通ずる出入口付近	ア 昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を表示した案内設備の設置 (容易に視認できる場合を除く。)	(設置数)	合・否	
	イ 施設の構造及び昇降機、便所又は乗車券等販売所の配置を示す点字案内板の設置	(設置数)	合・否	
5 休憩設備	障害者、高齢者等の休憩設備の設置 (旅客の円滑な移動に支障を及ぼす場合を除く。)	(設置数)	合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 1から5までに掲げる整備項目以外の部分がある場合は、建築物用の公共的施設整備基準整備 (変更) 表の該当部分に記入してください。

4 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。

5 ※印欄は、記入しないでください。

6 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その3（道路用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況	※備考
1 歩道	ア 有効幅員200cm以上（歩行者の往來の多い場合は、有効幅員350cm以上）	（有効幅員） cm	合・否	
	イ 平坦性の確保		合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
	エ 排水溝には、つえ、重いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		合・否	
	オ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分及び横断歩道が中央分離帯を横切る部分の段差のすりつけ勾配 ² 1/20以下	（すりつけ ² 勾配）	合・否	
	カ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に誘導用床材の敷設		合・否	
	キ 歩道の巻込部、横断歩道に接する部分、立体横断施設及び地下歩道の昇降口等で視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分に注意喚起用床材の敷設		合・否	
2 立体横断施設	ア 階段には、回り段を設けない		合・否	
	イ 階段並びに傾斜路及びその踊り場に、両側手すりの設置		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	・ 冬期の利用に配慮した材質	（材質）	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	（仕上げ材）	合・否	
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	（講じた措置）	合・否	
	オ 視覚障害者の通行の安全を確保する上で必要な部分に注意喚起用床材の敷設	（講じた措置）	合・否	
カ 必要に応じ、屋根又は消融雪装置の設置		合・否		
3 案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる案内標示板の設置	（設置数）	合・否	
	イ 必要に応じ、点字表示		合・否	
	ウ 可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否	
	エ 積雪等に配慮した高さに設置	（高さ） cm	合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

その4 (公園用)

公共的施設整備基準整備計画 (変更) 表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況	※備考
1 出入口	ア 幅員180cm以上 (車止めさくを設ける場合は、さくまでの間隔90cm以上)	(幅員) cm (さくまでの間隔) cm	合・否 合・否	
	イ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	ウ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
2 園路	ア 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	イ 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	ウ 高低差がある場合は、(1)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否	
	エ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否	
	オ 視覚障害者の円滑な通行を確保する上で必要な部分に点字ブロックの敷設		合・否	
	カ 必要に応じ、手すりの設置		合・否	
	・ 必要な箇所に点字表示		合・否	
	・ 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	キ 便所等公園内の建築物の出入口付近は、平坦		合・否	
	(1) 傾斜路及びその踊り場	ア 幅員150cm以上 (段併設の場合は、120cm以上)	(幅員)	合・否
イ 勾配1/12以下		(勾配)	合・否	
ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置		(踏幅) cm	合・否	
オ 両側に手すりの設置 (高さ16cm以下の傾斜部分を除く。)			合・否	
・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない			合・否	
・ 冬期の利用に配慮した材質		(材質)	合・否	
カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
キ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい		(講じた措置)	合・否	
ク 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設 (視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。)			合・否	
ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否		
3 階段	ア 両側に手すりの設置		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	・ 冬期の利用に配慮した材質	(材質)	合・否	
	イ 回り段を設けない		合・否	
	ウ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	エ 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
	オ 階段の上端及び下端に近接する園路等及び踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設		合・否	
4 駐車場	(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の数 ・ 駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否
		イ 出入口までの経路ができるだけ短くなる位置に設置し、積雪又は通路の凍結に配慮		合・否
		ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 車いす使用者用駐車施設である旨を積雪等に配慮した方法により表示	(表示方法)	合・否
		オ 必要に応じ、出入口までの経路を誘導標示		合・否
	(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はぬれても滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否
		イ 段を設ける場合は、3の階段の構造		合・否
		ウ 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否
		エ 高低差がある場合は、2の(1)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否
		オ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ぶたの設置		合・否
5 改札口等	ア 次に定める構造の改札口等の設置	(設置数)	合・否	
	イ 内法幅90cm以上	(内法寸法) cm	合・否	
	ウ 車いす使用者の通過の支障となる段がない	(最大段差) cm	合・否	
	エ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	オ 必要に応じ、点字ブロックを敷設		合・否	
6 券売機	ア 車いす使用者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	イ 視覚障害者が、円滑に利用できる構造の券売機の設置	(設置数)	合・否	
	ウ イの場合は、点字ブロックの敷設		合・否	

7	ベンチ等	必要に応じ、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる構造のベンチ等の設置	(設置数)	合・否	
8	案内標示	ア 高さ及び文字の大きさその他の表示内容に配慮し、障害者、高齢者等が、円滑に利用できる案内標示板の設置	(設置数)	合・否	
		イ 必要に応じ、点字表示		合・否	
		ウ 出入口付近のほか、園内の要所に設置		合・否	
		エ 必要に応じ、視覚障害者の音声誘導装置等の設置	(講じた措置)	合・否	
		オ 可能な限り標準案内用図記号を使用		合・否	
		カ 積雪等に配慮した高さに設置	(高さ) cm	合・否	

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。

その5（路外駐車場用）

公共的施設整備基準整備計画（変更）表

整備項目	整備基準の内容	設計内容	適合状況	※備考
路外駐車場				
(1) 車いす使用者用駐車施設	ア 車いす使用者用駐車施設の数 ・ 駐車台数の総数が200以下の場合 1/50以上 ・ 駐車台数の総数が200超の場合 1/100 + 2以上	(全駐車台数) (うち設置数)	合・否	
	イ 出入口に近い位置に設置		合・否	
	ウ 幅員350cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 車いす使用者用駐車施設である旨の表示	(表示方法)	合・否	
	オ 案内標識は、積雪等に配慮した高さ	(高さ) cm	合・否	
(2) 車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路	ア 粗面又はめれでも滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	イ 段を設ける場合は、(3)の階段の構造		合・否	
	ウ 幅員180cm以上	(幅員) cm	合・否	
	エ 高低差がある場合は、(4)の傾斜路及びその踊り場又は車いす使用者が利用可能な昇降機の設置	(講じた措置)	合・否	
	オ 排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない溝ふたの設置		合・否	
(3) 階段	ア 内法幅150cm以上（手すりの幅は、10cmまで不算入）	(内法寸法) cm	合・否	
	イ けあげ寸法16cm以下	(寸法) cm	合・否	
	ウ 踏面寸法30cm以上	(寸法) cm	合・否	
	エ け込み寸法2cm以下	(寸法) cm	合・否	
	オ 両側に手すりの設置		合・否	
	・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない		合・否	
	カ 回り段を設けない		合・否	
	キ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ	(仕上げ材)	合・否	
	ク 段は、識別しやすく、かつ、つまずきにくい構造	(講じた措置)	合・否	
	ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否	
	(4) 傾斜路及びその踊り場	ア 幅員150cm以上（段併設の場合は、120cm以上）	(幅員) cm	合・否
イ 勾配1/12以下		(勾配)	合・否	
ウ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場の設置		(高さ) cm (踏幅) cm	合・否	
エ 同一平面で交差し、又は接続する場合は、交差又は接続する部分に踏幅150cm以上の踊り場の設置		(踏幅) cm	合・否	
オ 両側に手すりの設置（高さ16cm以下の傾斜部分を除く。）			合・否	
・ 端部付近及び必要な箇所に点字表示を行い、端部は突出しない			合・否	
・ 冬期の利用に配慮した材質		(材質)	合・否	
カ 粗面又は滑りにくい材料仕上げ		(仕上げ材)	合・否	
キ 踊り場、周囲の廊下等と識別しやすい		(講じた措置)	合・否	
ク 傾斜路の踊り場の部分に注意喚起用床材の敷設（視覚障害者の利用に支障がない場合を除く。）			合・否	
ケ 縁端は、壁面又は5cm以上の立上げ	(寸法) cm	合・否		

整備基準に適合しない場合の代替措置等

※記入欄

備考1 「設計内容」欄は、該当する整備項目について、必要な数値又は措置の内容等を記入してください。

2 「適合状況」欄は、該当するものを○で囲んでください。

3 「整備基準に適合しない場合の代替措置等」欄は、整備の内容が整備基準に適合しない場合に講じた代替措置等について、その内容を記入してください。

4 ※印欄は、記入しないでください。

5 変更の場合は、変更に係る整備項目について記入してください。